

## 質疑書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名	すなから橋長寿命化詳細設計委託
----	-----------------

( 質 問 事 項 )	( 回 答 )
本業務の公告図書の特記仕様書等には、管理技術者と照査技術者がとくに記載されていないと思います。設計委託共通仕様書及び測量・調査委託共通仕様書がありますが、本業務で管理技術者の必要となる業務実績と資格があれば、ご教示願います。あわせて照査技術者が必要であれば必要となる業務実績と資格をご教示願います。	特記仕様書第1条のとおり、「測量、調査作業及び業務委託等必携(大阪府都市整備部)」に準ずるものとします。
本業務は、測量委託業務と設計業務の2部構成になっています。一方、東大阪市工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準第4条には、建築関係と土木関係の建設コンサルタント業務の最低制限価格の算出方法が記載されていますが、測量委託業務の算出方法が記載されていないようです。測量委託業務の最低制限価格の算出方法についてご教示願います。	最低制限価格については、事後公表となりますのでその算出方法に関してもお答えできません。
提出する業務費内訳書で、A直接原価、B間接原価、C一般管理費の構成となっています。測量業務の測量作業諸経費は、B間接原価、C一般管理費のどちらに該当するのでしょうか。ご教示願います。	設計業務等標準積算基準書のとおりです。